

岡山市指名停止基準

令和 7 年 3 月 2 8 日財政局長決裁

令和 7 年 4 月 1 日適用

(趣旨)

第 1 条 この基準は、本市における工事又は製造の請負、物品の売買その他の契約について、その適正な履行と公正を確保するため、不当行為を行った有資格者名簿登載者に対し、市長が指名停止する場合の基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において有資格者名簿登載者とは、岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）第 4 条（第 21 条において準用する場合を含む。）の規定により有資格者名簿に登載された者をいい、次の各号に掲げる者を含むものとする。

- (1) 岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 21 年市規則第 112 号）第 5 条の規定により有資格者名簿に登載された者
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和 61 年市告示第 120 号。以下「審査等に関する事項について」という。）第 4 条に規定する更新申請対象者
- (3) 岡山市小修繕業者登録の試行に関する要綱（以下「小修繕業者登録要綱」という。）第 5 条の規定する小修繕業者名簿に登載された者

2 前項に定める有資格者名簿登載者には、個人企業にあつては共同経営者及びこれと同視すべき地位にある者、法人にあつては役員等及び直接間接を問わず企業の経営に参加できる地位にある者（一般職員を含む。）を含むものとする。

(指名停止)

第 3 条 有資格者名簿登載者が別表に掲げる指名停止事由のいずれかに該当する場合は、岡山市競争入札参加資格等審査委員会規程（平成 13 年市訓令甲第 26 号）第 2 条に規定する岡山市競争入札参加資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、指名を停止するものとする。

2 前項の場合において、有資格者名簿登載者を現に指名している場合は、指名を取り消すものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、警察、公正取引委員会等の捜査等に積極的に協力し、公共工事等からの暴力団等の排除、談合防止等に貢献したと認められる場合には、指名停止期間を短縮し、又は指名停止をしないことができるものとする。

(登載日前の事由による指名停止)

第3条の2 新たに有資格者名簿登載者となる者が、有資格者名簿登載日前2年以内に別表に掲げる指名停止事由のいずれかに該当することが確認された場合は、審査委員会の審議を経て、登載日から指名を停止するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第3項の規定を準用する。

(承継人に対する指名停止)

第3条の3 有資格者名簿登載者が審査等に関する事項について第2条第2項各号に掲げる事由により営業を承継して当該営業について指定を受けた場合（以下「入札参加資格を承継した場合」という。）において、指定の際に承継前の事由により被承継人が当該営業について指名停止を受けているときは、被承継人の当該指名停止の期間が満了するまで当該有資格者名簿登載者の指名を停止するものとし、承継前に被承継人に当該営業について別表に掲げる指名停止事由があったことが指定後に発覚したときは、審査委員会の審議を経て当該別表に定める期間、当該有資格者名簿登載者の指名を停止するものとする。

- 2 前項の場合において、指定の際に承継前の事由により被承継人が当該営業について指名停止を受けているとき及び承継前に被承継人に当該営業について別表に掲げる指名停止事由があったことが指定後に発覚したときは、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 当該指名停止について、責めを負うべき有資格者名簿登載者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 第3条第1項の規定により岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱に規定する特定建設工事共同企業体その他の共同企業体（以下「共同企業体」という。）について指名停止を行う場合は、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負

わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 3 第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項及び前2項の規定により有資格者名簿登載者について指名停止を行う場合は、有資格者名簿登載者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格者名簿登載者を構成員とする共同企業体（既に市と契約を締結しているもののうち、特定建設工事共同企業体及びそれに準じて特定の業務のためだけに構成された共同企業体を除く。）についても、指名停止を併せ行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第5条 有資格者名簿登載者が1の事案により別表に掲げる指名停止事由の2以上に該当するときは、当該指名停止事由ごとに規定する期間の最も長いものの範囲内で指名停止期間を定めるものとする。

- 2 1の事案に関して、再指名停止は行わないものとする。ただし、指名停止後、同一事案が別の指名停止事由に該当することとなった場合において、新たに生じた事由により指名停止すべき期間が従前の指名停止期間よりも長期であるときは、その残存期間を指名停止とする。

- 3 2以上の事案により同日付けで指名停止する場合は、事案ごとの指名停止期間を合算した期間（24月を超えるときは24月とする。ただし、当該指名停止事由が別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号、第9項、第11項又は第12項に該当する場合は、36月以内とする。）の範囲内で指名停止期間を定めるものとする。

- 4 現に指名停止中である者に対し、別の事案で指名停止するときは、当該指名停止事由に規定する指名停止期間に、現に指名停止中の事案の指名停止期間の残存期間を加算した期間（24月を超えるときは24月とする。ただし、当該指名停止事由が別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号、第9項、第11項又は第12項に該当する場合は、36月以内とする。）の範囲内で指名停止期間を定めるものとする。

- 5 別表に掲げる指名停止事由に該当する有資格者名簿登載者について、審査委員会において極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、同表に掲げる期間を超えて指名停止期間を定める必要があると認めるときは、当該期間の3倍に相

当する期間（３６月を超えるときは３６月とする。）の範囲内で指名停止期間を定めることができる。

- ６ 指名停止期間中の有資格者名簿登載者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、審査委員会の審議を経て、別表に定める期間の範囲内で指名停止期間を変更することができる。

- ７ 指名停止の最短期間は、１月とする。

（指名停止の解除）

第６条 審査委員会において、指名停止期間中の有資格者名簿登載者が当該事案について責めを負わないと認めるときは、当該指名停止を解除するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第７条 災害時の応急工事、又は特殊な技術を要する工事等、あるいは特殊な物件を買い入れる場合等において、他に相応する業者がなくやむを得ない事情があると審査委員会が認めるときを除いて、指名停止期間中の有資格者名簿登載者（指名停止期間中の有資格者名簿登載者を構成員とする共同企業体を含む。）を随意契約の相手方としてはならない。

（下請負等の禁止）

第８条 本市における指名停止期間中の有資格者名簿登載者（指名停止期間中の有資格者名簿登載者を構成員とする共同企業体を含む。）及び指名停止を理由として本市の有資格者名簿から削除された後当該指名停止期間が満了していない者が、本市の発注する工事等について、全部若しくは一部を下請けし、又は受託することを承認してはならない。ただし、指名停止を受ける前の工事等及び審査委員会が特に必要があると認めるものは、この限りでない。

（指名留保）

第９条 有資格者名簿登載者が次の各号のいずれかに該当する場合は、審査委員会の審議を経て、当該各号に掲げる期間、当該有資格者名簿登載者の指名を留保することができる。なお、この場合において、有資格者名簿登載者を現に指名しているときは、指名を取り消すことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当することが客観的かつ明白であって、定型的なものについては、あらかじめ審査委員会の承認を得ることにより、

その審議を省略して指名留保することができる。

- (1) 別表に掲げる指名停止事由のいずれかに該当するおそれがあると認めるとき。

事実が確認できるまでの期間

- (2) 岡山市適正契約等推進会議において談合通報と認定された内容が、入札の結果的中したとき。 的中したときから2月以内

- (3) 不渡手形の発行等経営状態が著しく悪いとき又は連絡不通等経営状態の確認ができないとき。 信用状態が回復するまでの期間

- (4) 有資格者名簿登載者の責に帰すべき事由により工事等の着工又は続行が不能となるおそれがあると認めるとき。 当該工事等が完工するまでの期間

- (5) 都市計画法（昭和43年法律第105号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、農地法（昭和27年法律第229号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に違反し、担当部局の設置するこれらの問題等を審査する委員会等を経て、違反事案として通知を受けたとき。 通知を受けたときから是正されるまでの期間

- (6) 岡山市有資格者名簿登載者登録営業所等報告制度実施要綱第8条に基づく審査の結果、審査委員会が有資格者名簿登載者として不適正であると認めるとき。 充実すべき事項の解消がなされるまでの期間

- (7) 審査等に関する事項第4条に規定する資格審査の申請及び小修繕業者登録要綱第4条に規定する登録申請において、国税、都道府県税、法人の代表者に係る市町村税の完納が確認できる納税証明書、強制適用事業所に係る申請で求める期間の社会保険料の完納が確認できる納入証明書又は次のアからウに定める届出の義務を履行していることが確認できる書類が提出されないとき。 提出されるまでの期間又は当該申請に係る有資格者名簿登載期間の末日までの期間

ア 健康保険法第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法第7条の規定による届出の義務

- (8) 本市と締結した契約に関する違約金、損害賠償金、返還金等を期日までに支払わないとき。 支払が完了するまでの期間

- (9) 有資格者名簿登載者が施工した工事又は委託業務に係る評価が良くないとき。岡山市工事成績評定活用基準第5条第1項又は岡山市委託業務成績評定活用基準第6条第1項に規定する期間
- (10) 岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱第3条に規定する対象工事又は岡山市建設コンサルタント業務等低入札価格調査実施要綱第3条に規定する対象コンサルタント業務の入札（以下「低入札価格調査対象の競争入札」という。）において、調査基準価格未満の額で落札を決定された受注者又は受託者が、工事完了後又は業務完了後に支払われた代金を受領した日から120日以内に支払報告書及び添付書類（以下「報告書等」という。）を市長に提出しないとき若しくは提出された報告書等が工事の施工状況又は業務の実施状況に適合していないとき。工事の施工状況又は業務の実施状況に適合した報告書等が提出されるまでの期間
- (11) 本市発注の建設工事において、下請負代金等の未払いにより訴えを提起され、支払いを命ずる判決が確定したとき、又は下請負代金等を支払うことを内容とする仲裁裁定が下され若しくは和解が成立したとき。当該下請負代金等の支払いが確認できるまでの期間
- (12) 建設工事に係る有資格者名簿に初めて登載されたとき（会社が営業の一部を分離し新たに会社を設立させ、その営業を譲渡した場合を除く。）、又は12月以上連続して有資格者名簿に登載されていなかった者若しくは審査等に関する事項について第6条の2の規定により辞退し、有資格者名簿に登載されなくなった者が再度有資格者名簿に登載されたとき。ただし、対象工事が岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成21年市規則第112号）の適応を受ける工事（以下「特定調達対象工事」という。）である場合に限り、入札等に参加できるものとする。有資格者名簿登載の日から5月間
- (13) 建設工事に係る有資格者名簿に登載された者の主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所をいう。）を移転（土地収用法（昭和26年法律第219号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）等に基づく強制的な移転を除く。）し、地域性が変わるとき。ただし、対象工事が特定調達対象工事である場合に限り、入札等に参加できるものとする。当該認定をした日

から1年間又は当該指名留保期間中において、認定した事項の解消がなされたことが確認できるまでの期間

(14) 有資格者名簿登載者が入札参加資格を承継した場合において、承継前に被承継人が当該営業について別表に掲げる指名停止事由に該当したおそれがあるとき。 事実が確認できるまでの期間

2 前項の規定により指名を留保した有資格者名簿登載者に対し、同一事由により指名停止を行う場合の起算日は、指名を留保した日からとする。

3 有資格者名簿登載者が入札参加資格を承継した場合において、指定の際に承継前の事由により被承継人が当該営業について指名留保を受けているときは当該指名留保の期間が満了するまで当該有資格者名簿登載者の指名を留保することができ、承継前に被承継人に当該営業について第1項各号に掲げる指名留保事由があったことが指定後に発覚したときは審査委員会の審議を経て同項各号に定める期間当該有資格者名簿登載者の指名を留保することができる。なお、承継前に被承継人に当該営業について第1項各号に掲げる指名留保事由があったことが指定後に発覚した場合において、有資格者名簿登載者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すことができる。

4 前項の規定により指名を留保した有資格者名簿登載者に対しては、第2項の規定を準用する。

(指名停止等の通知)

第10条 この基準の規定により指名停止を行い、指名を取り消し、指名停止の期間を変更し、指名停止を解除し、又は指名を留保したときは、文書により有資格者名簿登載者に通知するものとする。ただし、市長が通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により指名停止の通知を行ったときは、当該業者の名称、期間及び理由をインターネット上の市のホームページに掲載して閲覧に供することにより公表するものとする。

(指名停止に至らない場合の措置)

第11条 指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、有資格者名簿登載者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(改善措置の報告)

第 12 条 指名停止又は指名を留保した場合は、必要に応じ有資格者名簿登載者から改善措置の報告を徴することができる。

(委任)

第 13 条 この基準の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 15 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 11 項第 9 号の規定については、平成 16 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 17 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この基準は、平成１７年７月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成１８年７月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成１９年７月１日から施行する。ただし、この基準の施行の日以前に第９条第１項第１号の規定により指名留保されたものについて、同一事案により指名停止をする場合においては、なお、従前の例による。

附 則

この基準は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２０年４月１日から施行する。ただし、改正後の岡山市指名停止基準（以下「新基準」という。）第５条第３項から第５項まで、別表第７項から第９項まで及び第１１項の規定は、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）以後の事実により新基準第５条第３項から第５項まで、別表第７項から第９項まで及び第１１項のいずれかに該当すると認められるときについて適用し、施行日前の事実により改正前の岡山市指名停止基準第５条第３項から第５項まで、別表第７項から第９項まで及び第１１項のいずれかに該当すると認められるときについては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成２０年７月１日から施行する。ただし、改正後の別表第１２項第１２号の規定については、平成２０年１０月１日から適用する。

附 則

この基準は、平成２０年１０月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成２１年８月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の別表第 12 項第 14 号の規定については、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 この基準の施行の際、現に改正前の岡山市指名停止基準第 9 条第 1 項第 13 号の規定により指名留保を受けている者に対する留保の基準については、改正後の岡山市指名停止基準第 9 条第 1 項第 13 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成 24 年 5 月 1 日から施行し、改正後の岡山市指名停止基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日財政局長決裁）

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 23 日財政局長決裁）

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日財政局長決裁）

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 11 月 21 日財政局長決裁）

この基準は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日財政局長決裁）

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日財政局長決裁）

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日財政局長決裁）

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日財政局長決裁）

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。改正後の岡山市指名停止基準は、この基

準の適用の日以後の公告又は通知に係る契約について適用し，同日前の公告又は通知に係る契約については，なお従前の例による。

別表

指 名 停 止 事 由	指名停止期間
1（虚偽記載） 本市が発注する請負契約等に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料等に虚偽の記載をし、請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3月以上12月以内
2（粗雑工事等） (1) 本市が発注する工事等に対し、故意又は過失により粗雑にしたと認められるとき（軽微なものを除く。）。 (2) 本市が発注する物品の納入に当たり、製造が粗雑又は品質が適正でないと認められるとき（軽微なものを除く。）。	当該認定をした日から 3月以上12月以内
3（契約違反及び契約締結拒否） (1) 2の項に掲げるとき以外のときで、本市と締結した請負契約等に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 正当な理由がなく、請負契約等を締結しなかったとき。 (3) 本市が発注する低入札価格調査対象の競争入札において、調査基準価格未満の額で落札を決定された者が、正当な理由がなく、請負契約等を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 3月以上12月以内 3月以上12月以内 6月以上24月以内
4（安全管理等の不適切） (1) 本市発注の工事等に関するもの ア 公衆に死傷者を生じさせたとき。 イ 工事関係者に死傷者を生じさせたとき。 ウ ア、イ以外のときで、安全管理等の不適切により、重大な事故につながるおそれがあったとき。	当該認定をした日から 1月以上12月以内 1月以上9月以内 1月以上6月以内

(2) 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの ア 公衆に死傷者を生じさせたとき。 イ 工事関係者に死傷者を生じさせたとき。 (3) 本県外の工事等に関し、公衆又は工事関係者に多数の死傷者を生じさせる重大事故を起こしたとき。	1 月以上 6 月以内 1 月以上 3 月以内 1 月以上 3 月以内
5 (関係法令違反) (1) 有資格者名簿に登載された業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 本市発注の工事等に関するもの (ア) 代表者又は役員 (イ) 管理的地位にある者 (ウ) 一般職員（日々雇用者を除く。） イ 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの (ア) 代表者又は役員 (イ) 管理的地位にある者 (ウ) 一般職員（日々雇用者を除く。） ウ 本県外の工事等に関するもの (ア) 代表者又は役員 (イ) 管理的地位にある者 (ウ) 一般職員（日々雇用者を除く。） (2) 有資格者名簿に登載された業務に関する法令の規定に基づき、当該法令を所管する官庁から行政処分を受けたとき。	当該認定をした日から 6 月以上 24 月以内 5 月以上 18 月以内 3 月以上 12 月以内 5 月以上 18 月以内 3 月以上 12 月以内 3 月以上 9 月以内 3 月以上 12 月以内 3 月以上 9 月以内 2 月以上 6 月以内 3 月以上 12 月以内
6 (労働基準法等労働関係法令違反) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)等労働関係法令に違反し、労働基準監督署から送検されたとき。	当該認定をした日から

(1) 本市発注の工事等に関するもの	3 月以上 12 月以内
(2) 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの	2 月以上 6 月以内
(3) 本県外の工事等に関するもの	1 月以上 3 月以内
7 (独占禁止法違反等)	当該認定をした日から
(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、本市が発注する請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	
ア 本市発注の工事等に関するもの	9 月以上 36 月以内
イ 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの	5 月以上 18 月以内
ウ 本県外の工事等に関するもの	3 月以上 12 月以内
(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反又は公契約関係競売等妨害(刑法第 9 6 条の 6 第 1 項及び第 2 項)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 本市発注の工事等に関するもの	
(ア) 代表者又は役員	9 月以上 36 月以内
(イ) 管理的地位にある者	6 月以上 24 月以内
(ウ) 一般職員(日々雇用者を除く。)	3 月以上 12 月以内
イ 本県内の本市発注以外の工事等に関するもの	
(ア) 代表者又は役員	5 月以上 18 月以内
(イ) 管理的地位にある者	3 月以上 12 月以内
(ウ) 一般職員(日々雇用者を除く。)	3 月以上 9 月以内
ウ 本県外の工事等に関するもの	
(ア) 代表者又は役員	3 月以上 12 月以内
(イ) 管理的地位にある者	3 月以上 9 月以内
(ウ) 一般職員(日々雇用者を除く。)	2 月以上 6 月以内
8 (贈賄等)	当該認定をした日から

贈賄の容疑又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成 12 年法律第 130 号)に定めるあっせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 本市職員(本市が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の役員又は職員を含む。)に対するもの ア 代表者又は役員 イ 管理的地位にある者 ウ 一般職員(日々雇用者を除く。) (2) 本県内の国及び本市を除く地方公共団体の職員(国又は地方公共団体が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の役員又は職員を含む。)に対するもの ア 代表者又は役員 イ 管理的地位にある者 ウ 一般職員(日々雇用者を除く。) (3) 本県外の国及び地方公共団体の職員(国又は地方公共団体が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の役員又は職員を含む。)に対するもの ア 代表者又は役員 イ 管理的地位にある者 ウ 一般職員(日々雇用者を除く。)	36 月 24 月 12 月 5 月以上 18 月以内 3 月以上 12 月以内 3 月以上 9 月以内 3 月以上 12 月以内 3 月以上 9 月以内 2 月以上 6 月以内
9 (本市職員に対する反社会的行為) 本市職員(本市が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人の役員又は職員を含む。)に対する公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力的行為等の反社会的行為により、裁判官の発する令状による差押え、搜索若しくは検証を受け、若しくは逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から

(1) 代表者又は役員	36 月
(2) 管理的地位にある者	24 月
(3) 一般職員（日々雇用者を除く。）	12 月
10（反社会的行為） 公務執行妨害，職務強要，恐喝，詐欺，横領，暴力的行為等の反社会的行為により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起され，本市が発注する請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき（前項に該当する場合を除く。）。 ア 代表者又は役員 イ 管理的地位にある者 ウ 一般職員（日々雇用者を除く。）	当該認定をした日から 6 月以上 24 月以内 5 月以上 18 月以内 3 月以上 12 月以内
11（暴力的不法行為等） 次の各号に該当するものとして，関係行政機関から通報又は回答があり，本市が発注する請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 有資格者名簿登載者，有資格者名簿登載者の役員等又は有資格者名簿登載者の経営に実質的に関与している者（以下「有資格者名簿登載者関係者」という。）が，その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。 (2) 有資格者名簿登載者関係者が，自社，自己若しくは第三者の不正な利益を図り，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 36 月 24 月

(3) 有資格者名簿登載者関係者が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等(以下「暴力団関係法人等」という。)に対して 直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	24 月
(4) 有資格者名簿登載者関係者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。	12 月
(5) 有資格者名簿登載者関係者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	12 月
(6) 有資格者名簿登載者関係者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。	12 月
(7) 有資格者名簿登載者関係者が、暴力団関係法人等であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。	12 月
(8) 有資格者名簿登載者関係者が、本市発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団関係法人等であることを知りながら、当該法人等から資材、原材料等を購入し、又は産業廃棄物処理施設として使用したとき。	12 月
(9) 有資格者名簿登載者関係者が、入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。	2 月以上 6 月以内
12 (不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、次に例示するような不正又は不誠実な行為をし、本市が発注する請負契約等の相手方とし	当該認定をした日から 3 月以上 12 月以内

て不適當であると認められるとき。

- (1) 入札又は随意契約のための見積りの公正を害すべき行為
- (2) 入札又は随意契約のための見積りにおいて、本市担当職員の指示に従わないなど入札の秩序を乱す行為
- (3) 公開前に許容価格、低入札価格調査基準価格、最低制限価格、設計金額及びその内訳等の非公開情報を探ろうとする行為
- (4) 非公開情報入手し、これを利用して入札又は随意契約のための見積りに参加する行為
- (5) 業務に関し、本市職員に対して脅迫的・暴力的言動を行う行為
- (6) 業務に関し、執拗な抗議等を行い、本市職員の執務を妨害する行為
- (7) 主任技術者・監理技術者・現場代理人等について、虚偽の届け出を出す行為
- (8) 本市発注工事において、正当な理由なく、本市の書面による指示に従わない場合
- (9) 本市発注の競争入札において、入札価格詳細内訳書の提出を求められた場合に、正当な理由なく、指定された期限までに所定の内訳書を提出しない行為
- (10) 本市発注の競争入札において、提出された入札価格内訳書及び入札価格詳細内訳書の内容を調査した結果、明らかに適正な積算に基づいて入札価格が設定されていないと認められる場合
- (11) 本市発注の競争入札において、入札書の提出後又は郵送後に、正当な理由なく、入札参加を辞退する行為
- (12) 本市発注の一般競争入札において、正当な理由なく、指定された期限までに一般競争入札参加資格確認申請書及

び参加資格の確認のために必要な書類を提出しない行為 (13) 電話、口頭等、入札においてあらかじめ公告に定められた方法以外の方法による質問を繰り返し行う行為 (14) 本市が発注する請負契約等について、本市の承諾なく権利又は義務を譲り渡し、又は譲り受ける行為 (15) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合 (16) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った場合 (17) 一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合 (18) その他不正・不誠実な行為により、本市に損害を生じさせる行為	
--	--